

XePhion エンタープライズ 利用規程

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下「当社」といいます)は、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社(以下「NTT 地域会社」といいます)の提供する「IP 通信網サービス」である「フレッツ・ISDN」「フレッツ・ADSL」「B フレッツ」、「フレッツ 光ネクスト」および「フレッツ 光ライト」(以下「フレッツサービス」といいます)を利用した「エンタープライズコース」(以下「本サービス」といいます)について、当社の提供するマルチメディアネットワークサービス「WAKWAK」の契約者(以下「契約者」といいます)に対し、以下のように利用規程(以下「本規程」といいます)を定めます。

■本規程の範囲および意義

第1条

本規程は、当社と契約者が締結した WAKWAK 利用規約(以下「規約」といいます)第2条(本規約の範囲および変更)第2項に定める個別規程に該当し、本規程と規約との間に異なる定めがある場合には本規程が優先して適用されるものとします。

■本サービスの定義

第2条

本サービスは、NTT 地域会社が提供する「フレッツサービス」利用者に対するインターネット接続サービスであり、当社が契約者に対して提供するサービスです。

■申し込み方法など

第3条

本サービスの利用の申し込みに際しては、本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます)はフレッツサービスを利用していることが必要となります。

2. 新しく本サービスの利用を希望する場合、規約の第7条(利用契約の成立)の定めにしたがって利用契約の申込手続きを行っていただきます。

3. 既に契約者である方が、本サービスの利用を希望される場合、規約の第12条(登録内容の変更)の定めに従って登録内容の変更手続きを行っていただきます。

■解約など

第4条

本サービスの利用契約成立日から本サービスのサービス開始日の前日までに契約者が自己の都合により利用契約を解約する場合、規約第13条(契約者による解約)第1項の定めにとらわれず、契約者は、当社が別に定めるキャンセル料金を支払うことにより即時に解約することができるものとします。

2. 本サービスのサービス開始日から、サービス開始日の当月を含めた3ヵ月間(以下「最低利用期間」といいます)内に、契約者が自己の都合により規約第13条第1項に従い利用契約を解約する場合は、契約者は、最低利用期間の残余期間に相当する本サービスの利用料金を解約事務手数料として一括して当社が定める期日までに支払うものとします。

■サービスメニューの変更

第5条

本サービスについての利用契約成立日から最低利用期間満了日までは、契約者は他のサービスメニューへの変更はできません。

2. 前項の定めにとらわれず、当社が特に認める場合、契約者は、当社が別に定める金額を事務費用として当社にお支払いいただくことで、他のサービスメニューに変更できるものとします。

■メール送信時のウイルスの検知、駆除または削除

第6条

規約の第14条(提供するサービス)第3項の規定は、本サービスには適用されないものとし、当社は本サービスによるメール送信時のウイルスの検知、駆除または削除を行わないものとします。

■注意事項

第7条

本サービスを「フレッツ 光ライト」で利用する場合、法人の一般的な用途では従量制課金の上限值に達する可能性が高いと思われるため推奨しません。

※本規程は 2001 年 6 月 1 日より実施するものとします。

2001 年 12 月 25 日一部改定

2002 年 1 月 1 日一部改定

2002 年 8 月 12 日一部改定

2004 年 11 月 12 日一部改定

2006 年 12 月 1 日一部改定

2008 年 3 月 31 日一部改定

2011 年 6 月 1 日一部改定

2011 年 10 月 1 日一部改定

2012 年 1 月 13 日一部改定

2019 年 4 月 1 日一部改定